要保護・準要保護児童生徒の就学援助について

小中学校の児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な保護者に対して、必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施する制度です。

●**対象者**　上島町立の小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人
・生活保護法に規定する保護の対象となっている人（教育扶助の範囲以外での援助となります。）
・児童扶養手当の支給を受けている人
・生活保護の停止または廃止の決定を受けた人
・その他病気、災害、解雇など特別な事情により、経済的に就学に困っている人

●**対象期間**
年度内（4月1日～3月31日）
※ 毎年度申請が必要です。

●**申請期間**
当初申請時期（6月中旬予定）
・当初申請期限日までに申請受付された方は、4月以降に対象基準を満たした日から対象となります。
・当初申請期限日の翌日以降に申請受付された方は、申請受付日からの援助対象となります。

●**申込方法**
「就学援助希望申請書」に必要事項を記入のうえ、準要保護の認定基準に基づく各証明書等を添付し上島町教育委員会教育課または学校に提出してください。
申請書は、上島町教育委員会教育課または学校にあります。

●**問い合わせ**　上島町教育委員会教育課　☎77ー2207

教科書展示会開催について

令和4年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。子どもたちが使用する教科書をぜひ手にとってご覧になっていただきたいと思います。
なお、今年度より高校の教科書も展示します。また、一般の方も自由にご覧いただけます。ぜひお立ち寄りください。

●**期間**　6月1日（水）～6月24日（金）
●**時間**　9時15分～17時
●**会場**　せとうち交流館（朗読室）
※閉館日はありません。

●**問い合わせ**　上島町教育委員会教育課　☎77ー2207

●令和４年度から児童手当の制度が一部変更になります

～令和４年６月分（令和４年10月支給分）から児童手当制度の一部が改正されます～

現況届は、毎年6月に全ての受給者に提出をお願いしていましたが、令和4年度以降は**原則提出が不要**となります。**毎年6月1日現在の受給者の状況を住民基本台帳等で確認します。**
※ただし、下記のいずれかにあてはまる受給者は、引き続き現況届や必要書類の提出が必要となります。（対象の方へは現況届をお送りします）

【現況届の提出が必要な方】
・配偶者から暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
・離婚協議中で配偶者と別居されている方
・支給要件児童の戸籍がない方
・その他　上島町から提出の案内があった方

●特例給付の支給に係わる所得上限の新設
（B 所得上限限度額を超えた人は手当を受けることができません）

	A　所得制限限度額		B　所得上限限度額（新設）	
扶養親族等の数	所得額	収入額の目安（給与収入のみ）	所得額	収入額の目安（給与収入のみ）
0人	622万円	833万3千円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875万6千円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917万8千円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は1人につき38万円を加算した額となります。
※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる人の所得上限限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

●**問い合わせ**
弓削　住民課☎77ー2503　生名　町民生活課☎76ー3000
岩城　町民生活課☎75ー2500　魚島　町民生活課☎78ー0011

重心・ひとり親家庭医療受給者証の更新について

重度心身障害者・ひとり親家庭医療費受給者証をお持ちの方へ

現在お持ちの受給者証の有効期限は令和4年6月30日です。
7月1日からは新しい受給者証に変わります。新型コロナウイルス感染症対策のため、更新申請書と受給者証を6月中旬に郵送しますので、お手元に届きましたら新しい受給者証の住所・氏名を必ず確認し、「更新手続きについて」をお読みになったうえ申請期間内に手続きしてください。
ご不明な点などございましたら、住民課または各総合支所町民生活課にお問い合わせください。

●**問い合わせ**
弓削　住民課　☎77ー2503
生名町民生活課☎76ー3000
岩城町民生活課☎75ー2500
魚島町民生活課☎78ー0011

人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。
私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。
差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方は、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

●**人権相談専用ダイヤル**
（8時30分から17時15分まで）
○子どもの人権110番
☎0120-007-110
○女性の人権ホットライン
☎0570-070-810
○外国語人権相談ダイヤル
☎0570-090-911
（9時から17時まで）
○みんなの人権110番
☎0570-003-110

●**上島町の人権擁護委員**
弓削地区　宮川　阪光
生名地区　村上貴志夫
岩城地区　古本　貢
魚島地区　中村　一義

上島町の未来のために「空き家」をつなごう！

上島町では、町に住み続けていただく「定住促進」のため、町を好きになり住んでみたい方への「移住促進」のために、空き家・空き地バンク制度を実施しています。
現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、空き家紹介のご希望を多くいただいていますが、登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況です。空き家・空き地バンクへの登録をぜひ、ご検討ください。

空き家・空き地バンク ミニコラム　12

空き家の選択肢

空き家の所有者が取り得る選択肢には、5つの選択肢があります。第一の選択肢は、「家族・親族で使用する」というものです。**家を建てられた方の想いを引き継いで、家族・親族で大切に使用する**というのは、他の選択肢と比べると、コストが低く、トラブルが起こりにくい選択肢であるといえます。
第二から第四までの選択肢は、「売る」「貸す」「譲る」です。「売る」場合と「譲る」場合には、契約時までに**土地と建物の登記を売主あるいは贈与者に移しておく**必要があります。また「貸す」場合には、後々のトラブルを避けるため、諸条件を明記した賃貸借契約書を用意し交わしておいた方がよいでしょう。
最後に第五の選択肢は、「解体する」というものです。ただし、住宅用地に適用されていた軽減特例の適用がなくなって、固定資産税が高くなることもあります。空き家に対して**絶対に取ってはいけない選択肢が、「放置する」**というものです。放置された空き家はいずれ、大規模な修繕や建替えを必要とする状態に劣化します。通行人や周辺住民に危険を及ぼす恐れのある「特定空き家等」に指定され、所有者が管理責任を追及されることもあります。

空き家・移住定住ワンストップ窓口
弓削総合支所２階　**相談専用ダイヤル**　☎0897-77-2501